

令和3年

第2回臨時会

会議録

(第1号)

令和3年4月28日

令和3年第2回 江差町議会臨時会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和3年4月28日(水) 11時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(町長 行政報告)
- 日程第3 報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
- 日程第4 承認第1号 江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第2号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第3号 令和2年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第4号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第5号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第3号)について

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	萩	原			徹
議		員	薄	木	晴		午
			飯	田	隆		一
			室	井	正		行
			塚	本			眞
			西	海	谷		望
			小	梅	洋		子
			小	野	寺		眞
			小	林	くに		こ
			出	崎	太		郎
			大	門	和		幸

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	太	田			誠
総	務	課	中	川			智
まちづくり	推進	課	尾	山			徹
まちづくり	推進	課	長	尾	恵		一
財	政	課	長	斉	藤		敏
税	務	課	長	西	海	谷	靖
町	民	福	長	竹	内		強
健	康	推	長	白	鳥		智
産	業	振	長	出	崎		雄
追	分	観	長	畑			竜
建	設	水	長	岸	田		雄
高	齢	あ	長	三	好		泰
出	納	室	長	岸	田		眞
学	校	教	長	岸	田		礼
社	会	教	長	安	田		克
総	務	課	主	幹	宮	津	宗

(議会事務局)

局		長	梅	川	年	代
書		記	森		直	彦

※ベルが鳴る

(議長)

ただいまの出席議員は11名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただいまから、令和3年第2回江差町議会臨時会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、8番、室井議員、10番、薄木議員。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。
従いまして、今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。
町長。

「町長」(行政報告)

寄附採納について、ご報告申し上げます。
はじめに、令和3年3月11日、江差町字新地町27番地、プリントプラザメモリー代表、新井山信二様より、保育園卒園記念として図書カード20枚、時価1万円相当のご寄附がありました。

ご寄附いただいた図書カードにつきましては、卒園式において、卒園児20名に贈呈させていただきました。

次に、令和3年3月16日、江差町字伏木戸町634番地、株式会社田畑建設代表取締役、田畑昌伸様より、同社創業100周年に伴い、かもめ島周辺の活性化への活用のためにと現金100万円、並びに新型コロナウイルス感染症対策にと、オゾン脱臭機1台のご寄附、ご寄贈がありました。

ご寄附いただきました現金100万円につきましては、江差町かもめ島交流拠点づくり基金へ積み立て、北の江の島構想実現に向け活用させていただきますとともに、ご寄贈いただきましたオゾン脱臭機につきましては、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場等に設置させていただきます。

同日、函館市若松町2番5号、明治安田生命保険相互会社函館支社長、石桁健司様より、地元の元気応援寄付として、現金10万円のご寄附がありました。

このご寄附は、同社が展開する地元の元気応援プロジェクトの一環として全国の自治体に行っており、同社のご厚志に沿うよう活用させていただきます。

次に、令和3年3月17日、江差町字茂尻町89番地3、第一生命保険株式会社江差営業オフィス、オフィス長、秋野厚子様より、新小学1年生へハンディタオル36枚のご寄贈がありました。

次に、令和3年3月26日、江差町字中歌町199番地5、江差ライオンズクラブ会長、片石明彦様より、新小学1年生へノート、鉛筆48セットのご寄贈がありました。新小学1年生へご寄贈のありました物品につきましては、各学校を通じ、それぞれ配布させていただきました。

次に、令和3年4月14日、江差町字愛宕町18番地、北清えさし株式会社代表取締役、湯藤学様より、クリーンアップ作戦等町内清掃活動及び環境保全活動のために、現金10万円のご寄附がありました。

このご寄附は、クリーンアップ作戦はもとより、町内の不法投棄対応や海岸線清掃活動等に活用して参ります。

最後に、令和3年4月20日、江差町字津花町71番地2、磯田登茂子様より、北の江の島構想実現に向けてと現金20万円のご寄附がありました。

いただきましたご寄附につきましては、江差町かもめ島交流拠点づくり基金へ積み立て、活用させていただきます。

以上のご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます、行政報告を終わらせていただきます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会に委任する議決事件について、令和3年3月26日をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

はい。財政課長。

「財政課長」（補足説明）

私の方からご説明申し上げます。

議案書は2頁をお開き願いたいと思います。

最初に、当事者でございますが、甲として江差町長、乙としてA氏でございますが、江差町民の方となります。

事案の概要でございますけれども、本年1月30日の暴風雪により、町営住宅南が丘第4団地の玄関風除室サッシが飛散し、同団地の別棟に入居している方の自動車に当たり、ドア、ドアミラー、リアバンパーを破損させたものでございます。

和解及び損害賠償額につきましては、損害の額を18万4千円とし、町が加入している損害補償保険にて補償する事、今後、両者が如何なる名目を問わず、相手方に何らかの請求をしない事としてございます。

車両の損害の特定につきまして、少し時間を要しましたことから、2か月程かかりましたが、3月26日にて専決処分し、和解に至っております。

最後に、事故防止の対応でございますけれども、飛散する所がないか、風除室全てを職員で見回って点検をしたところでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

日程第4、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、及び日程第5、承認第2号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

ただいま一括上程となりました、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、及び承認第2号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、関連する2つの条例の改正について、令和3年3月31日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、及び承認第2号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

承認第1号及び承認2号、いずれも令和3年度の地方税制改正により、地方税法などの一部を改正する法律が3月31日に交付され、本年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。

初めに承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例については、議案書の5か

ら14頁、臨時会資料につきましては、1から31頁の資料1となります。

主な改正内容でございますが、町民税につきましては、住宅ローン控除の適用期限が1年延長され、令和4年末まで、有効期限が延長されるものでございます。

固定資産税に関しましては、宅地など及び農地の負担調整措置を令和3年度から令和5年までの間、行うことと、令和3年度の評価替えに伴い、税額が増額する土地について、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置く措置を行うものでございます。

納税環境の整備に関しましては、地方税共通の税システムの対象税目を追加することと、個人住民税の特別徴収税額通知について、電子化を行うものでございます。

また、地方税関係書類において、原則押印不要とする見直しを行うものでございます。

次に、承認第2号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の17頁、臨時会資料につきましては、33頁の資料2となります。

改正の内容につきましては、押印などの見直しによるものでございます。

以上が、一部改正の主な内容となっておりますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第1号、江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

次に、承認第2号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の

承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

次に、日程第6、承認第3号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

承認第3号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

地方創生臨時交付金の確定、新型コロナウイルスワクチン接種費用に係る、繰越明許費の補正等につきまして、令和3年3月31日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

誰だ。誰だ。

はい、財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、承認第3号、補正予算第20号でございますが、議案書におきましては、21頁から23頁の予算構成表となります。

予算構成表23頁の一番最後の事業を除き、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業の補正でございます。

内容といたしましては、交付金の額を確定させるため、事業費が確定する年度末をもって、事業費や交付金充当額等々の調整を行ったものでございまして、これらの合計では、23頁のところに合計がついておりますが、交付金の補正の合計では、事業費として1,724万4千円が減額となり、交付金は250万1千円の減額、一般財源が1,474万3千円の減額となったものでございます。

次に、江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立てでございます。

株式会社田畑建設様からの寄付金を江差町かもめ島交流拠点づくり基金に積み立てるものでございます。補正額は100万円で、全額寄付金でございます。

全て併せた補正額総額でございますが、1,624万4千円の減額、臨時交付金が250万1千円の減額で、特定財源が100万円の増額、一般財源は1,474万3千円の減額となっております。

続きまして、27頁をお開き願います。第2表、繰越明許費の補正でございます。

事業といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保でございますが、これにつきましては、本年第1回定例会で、補正予算と繰越明許を提案し、可決頂いたところでございますが、ワクチン供給の遅れ等により、集団接種等に係るシステム委託料、接種券発送料などの一部経費の支出が令和3年度にずれ込むこととなりました。そのため、繰越しする額を変更したものでございます。変更前から828万9千円増額となっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
承認第3号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第20号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、承認第3号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

次に、日程第7、承認4号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処

分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

承認第4号、令和3年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

江差割宿泊キャンペーン事業に係る経費について、令和3年3月19日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、承認第4号、令和3年度の第1号の補正予算でございます。45頁をお開き願いたいと思います。それから資料の方は35頁となりますので、よろしくお願いいたします。

事業につきましては、江差割宿泊キャンペーン事業の補正でございます。

この事業につきましては、昨年度、7月17日の第3回臨時会で補正していただきましたが、2回目の緊急事態宣言の発出や、北海道においても集中対策の取り組みがなされるなどしたため、利用の方は、低水準に留まったところでございます。

今年度も、宿泊客の回復の一助とするため、事業を継続することとし、4月1日から直ちに取り組みを始めたいため、事業に係る経費を専決処分させていただいたものでございます。

なお、事業内容につきましては、基本的には、昨年度と同様の内容となっておりますが、今年度の各施設の利用枠の上限は、前年度の利用枠の残分としてございます。

補正額でございますが、1,008万円、全額地方創生臨時交付金を充当することとしてございます。

説明は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第4号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第4号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第8、承認第5号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

承認第5号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

行旅死亡人の取扱いに係る経費について、令和3年4月9日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、承認第5号につきましては、議案書57頁をお開き願いたいと思います。補正事業の内容でございますが、行旅死亡人取扱いでございます。

乙部町の路上の車内から道立江差病院に救急搬送され、4月8日に亡くなった方がおりましたが、身元引受人が判明いたしませんでした。このような場合、墓地埋葬等に関する法律、第9条第1項の規定では、死亡地の市町村長が火葬埋葬を行わなければならないため、火葬埋葬に必要な経費について、専決処分にて補正をしたものでございます。

補正額は40万6千円で、財源といたしましては、全額道支出金となります。以上で説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。承認第5号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって、承認第5号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

次に、日程第9、議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託費等の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,067万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,625万7千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第1号でございます。

議案書69頁の補正予算構成表をご覧願いたいと思います。

最初に、江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立でございますが、先程、行政報告でもございましたが、磯田登茂子様からの寄付金を積立てるもので、補正額は20万円、全額その他特定財源となるものでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保でございます。

資料は、37頁から46頁でございます。

補正の内容でございますが、接種委託料に係る経費でございまして、16歳以上の全町民に対するワクチン接種に係る費用請求事務を委託するもので、委託先は、国保連合会となるものでございます。

補正額は2,960万1千円で、全額国庫支出金が財源でございます。

次に、運動公園乗用ロータリーモア更新でございます。

資料の方は、47頁をご覧願います。

こちらのロータリーモアの更新につきましては、本年度当初予算にて計上しているところでございます。当初は、本体のみ購入し、グラスキャッチャー、グラウンドブラシなどのパーツは既存の物を使用する予定でございましたが、本体の企画が変更になるなど、既存のパーツが付けられなくなったことから、パーツについても、新たに購入することとし、それに係る経費の増額をお願いするものでございます。

補正額は87万円、全額一般財源でございます。

補正額合計では3,067万1千円でございまして、国庫支出金が2,960万1千

円、特定財源として20万円、残一般財源が87万円でございます。

以上で説明が終わりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、本臨時会に付議された案件については、全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和3年第2回江差町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、大変ご協力ありがとうございました。

閉会 11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員